

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づき、「第4次食育推進基本計画」及び石川県が策定する「第4次いしかわ食育推進計画」を基本とし、『世界の交流拠点都市金沢』を踏まえ講じるべき施策を取りまとめた「重点戦略計画」を上位計画として、「金沢の食文化の継承及び振興に関する条例」及び「金沢市食の安全・安心の確保に関する条例」の理念や趣旨に沿い、「金沢健康プラン2018」、「金沢市健康教育推進プラン2019」、「かなざわ子育て夢プラン2020」、「金沢の農業と森づくりプラン2025」、「金沢の食文化の魅力発信行動計画」、「金沢市食の安全・安心基本方針」など、関連計画との整合性を図りながら、本市における食育を推進していく食行動計画としています。

さらに、本計画は、自治体だけでなく、家庭、教育機関、福祉機関、生産者、企業等、多方面の分野からの産学官の連携の下で進められる食行動計画となります。

【他計画等との関連】

### 世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画(平成25～令和4年度)

